

○郡山市体育施設等使用料免除基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）第9条の規定に基づく体育施設等の使用料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(免除の範囲)

第2条 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料及び付属設備使用料（以下「使用料」という。）を全額免除することができる。

- (1) 市、県、市教育委員会、県教育委員会及びこれらの機関（以下「市県等」という。）が主催するとき。
- (2) 市を代表し、文部科学省又は日本体育協会が主催する東北大会又は当該大会より上位に位置する競技大会に出場する場合の直前の練習を行うとき。
- (3) 国又は市県等が共催するとき。
- (4) 市内小・中学校等の体育大会及び市体育協会加盟のスポーツ少年団の大会を行うとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

第3条 郡山市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等に通う園児、児童、生徒及びその保護者等が、学校完全週五日制に伴い開放する体育施設を利用する場合は、施設使用料を全額免除することができる。

第4条 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、市体育協会所属の各種目団体が、児童及び生徒等を対象とした指導育成のために継続的に講習会を開催するときは、使用料の2分の1を免除することができる。

第5条 アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、市県等が後援するときは、使用料の3分の1を免除することができる。

第6条 アマチュアスポーツを目的として団体等が使用する場合で、前3条に該当せず、かつ、使用対象が児童及び生徒等であるときは、付属設備使用料の3分の1を免除することができる。

第7条 第2条から第5条に該当する大会、講座、教室等において、次の各号のいずれかに該当する者は、郡山総合体育館及び郡山総合運動場の駐車場使用料を全額免除することができる。

- (1) 施設使用料の全部又は一部が免除となる大会等の役員、審判及び選手等
- (2) 施設使用料の全部又は一部が免除となる講座、教室等の講師及び参加者等

第8条 体育施設以外の施設を利用する次の各号のいずれかに該当する者は、郡山総合体育館又は郡山総合運動場の駐車場使用料を全額免除することができる。

- (1) 郡山市庁舎管理規則（昭和40年郡山市規則第3号）第2条第2号に規定する本庁を利用する者（自動販売機、ＡＴＭその他の機器のみ利用する場合を除く。）
- (2) 郡山市こども総合支援センター条例（平成20年郡山市条例第57号）第1条に規定する郡山市こども総合支援センターを利用する者
- (3) 郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）第2条に規定する郡山市音楽・文化交流館を利用する者で、施設使用料の全部又は一部が免除となる事業の主催者、講師、参加者等
- (4) 郡山市こおりやま文学の森資料館条例（平成11年郡山市条例第39号）第1条に規定する郡山市こおりやま文学の森資料館を利用する者で、観覧料の全部又は一部が免除となる入館者
- (5) 郡山市こおりやま文学の森資料館条例第4条に規定する事業の主催者、講師、参加者等
（免除の制限）

第9条 市県等が、その事業の誘致に積極的に協力したものを除き、体育施設等の使用に際し、観覧者、参加者、利用者等から当該事業経費の全額に相当する額を、いかなる名目にかかわらず徴収する場合は免除しない。

（目的外使用）

第10条 アマチュアスポーツを目的に使用する場合以外の使用料の免除は、その都度決定する。

（端数処理）

第11条 第3条から第5条までの規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。